

社会福祉法人開成町社会福祉協議会

事務局設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人開成町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第34条の規定に基づき事務局の設置に関し、必要な事項を定める。

(事務局の任務)

第2条 事務局は、社会福祉協議会に関する事務及び会計を処理する。

(職制)

第3条 事務局に事務局長、主幹、副主幹、主査、主任主事、主事を置く。

2 事務局長は、会長の命を受けて、事務局の事務を掌握し、職員を指揮監督する。

3 その他の職員は、事務局長の命を受けて、事務局の事務をつかさどる。

(事務分担)

第4条 職員の事務分担をあらかじめ定め、会長に報告するものとする。

2 職員は、事務分担以外であっても緩急に応じ、互いに助け合わなければならない。

(所掌事務)

第5条 事務局の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 理事会、評議員会及び監事会に関すること。
- (2) 定款及び諸規程に関すること。
- (3) 会員の入退会に関すること。
- (4) 印章に関すること。
- (5) 文書の収受、発送、編集及び保存に関すること。
- (6) 職員の人事、研修及び福利厚生に関すること。
- (7) 職員の給与、旅費等に関すること。
- (8) 事業計画、報告並びに予算、決算及び経理に関すること。
- (9) 物品の調達、保管及び処分に関すること。
- (10) 資産の管理及び処分に関すること。
- (11) 年末たすけあい事業及び共同募金事業への協力に関すること。
- (12) 社会福祉事業の企画、立案等に関すること。
- (13) 社会福祉事業の調査及び研究に関すること。
- (14) 社会福祉事業施設並びに社会福祉団体の連絡調整及び育成に関すること。
- (15) 社会福祉思想の普及、広報に関すること。
- (16) 民生委員児童委員との連絡調整に関すること。
- (17) ボランティアセンター事業に関すること。
- (18) 寄付金等福祉基金積立に関すること。
- (19) 各種相談事業に関すること。
- (20) 生活福祉資金の貸付に関すること。
- (21) その他本会の目的達成のため必要な事項。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、昭和 61 年 5 月 29 日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規程は、平成 6 年 9 月 2 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項については、平成 6 年 7 月 1 日から適用する。
- 3 この規程は、平成 14 年 5 月 30 日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。
- 4 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この規程は、平成 30 年 5 月 16 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。